【指定利用の条件】

　・体育協会が指定して予約できるのは、各施設において週５日のうち２コマまで

　　（希望が集中した場合は、スポーツ課にて調整を行う）

・入会希望者や体験の受け入れを行うこと

（体育協会HPにおいて活動日等を広報すること）

　・同じ曜日、場所での利用を原則とする

【指定利用数について】

　平日週１コマ、土日祝は月１コマまで（全面、半面区別なし）

※学校体育館は、抽選分も含め月に６コマまで（にしび地区を除く）

月に６コマ以上の希望がある場合は、一般利用者と同様に後日申請可

（新川・春日地区は当月１６日以降、清洲地区は翌月以降）

【申請方法について】

（学校体育館）

１．毎月２０日までに、スポーツ課に別紙「体育施設指定利用申請書」を提出

　　　※提出がない場合は「希望なし」と扱う

　２．毎月２７日を目処にスポーツ課より調整結果をメール等にて送付

３．毎月１日以降、各窓口にて本申請を行う

（ＢＧ体育館アリーナ及び武道場）

１．毎月２０日までに、Ｂ＆Ｇ体育館事務局に別紙「体育施設指定利用申請書」を提出

※提出がない場合は「希望なし」と扱う

２．利用日３ヶ月前から当日までに本申請を行う

　※それぞれの日程は、休館日の場合は翌営業日とする。

　　（２０日が休日の場合は、翌２１日まで）

【提出先】

（学校体育館）

清須市役所南館１階スポーツ課へ（メールまたはＦＡＸ可）

Ｅメール：[sports@city.kiyosu.lg.jp](mailto:sports@city.kiyosu.lg.jp)　ＦＡＸ：052-400-2963

（Ｂ＆Ｇ体育館アリーナ及び武道場）

Ｂ＆Ｇ体育館事務局　窓口へ直接提出

【今後のスケジュールについて】

　令和４年１０月１日受付分より開始

（学校体育館は９月２０日、ＢＧ体育館は２１日までに提出）

【その他】

「体育施設指定利用申請書」は、体育協会ＨＰの様式集からダウンロード可能